

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

自動車・同附属品製造業
適用する使用者 広島県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（令和6年4月改定）より （青字は事務局にて加筆）
E31 輸送用機械器具製造業のうち E310 管理、補助的経済活動を行う事業所（311 自動車・同附属品製造業に限る） E3100 主として管理事務を行う本社等 E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 E311 自動車・同附属品製造業 E3111 自動車製造業（二輪自動車を含む） E3112 自動車車体・附随車製造業 E3113 自動車部分品・附属品製造業 L7282 純粹持株会社（311 自動車・同附属品製造業に限る）

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行うぱり取り又ははんだ付けの業務